

議案第136号

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年大阪市条例第86号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（園舎の乳児室等の面積に係る認定の要件の特例）

4 第3条（設備運営基準第四 四に係る部分に限る。）並びに第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす認定こども園の乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室の面積は、市規則で定める日までの間、子ども1人につき、それぞれ1.65平方メートル以上でなければならない。ただし、設備運営基準第四 四ただし書に定めるときに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 子どもの保育を行う場所について適正な湿度が保たれることその他当該認定こども園の維持管理に関し衛生上必要な措置が講じられることにより、当該認定こども園における衛生的な環境の確保が図られていること
- (2) 子どもの清潔を保つために必要な配慮及び子どもの健康状態の適切な管理が行われていること
- (3) 当該認定こども園における乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室以外の施設が有効活用されること等により、子どもが睡眠をするための場所の確保について特に配慮がなされていること
- (4) 設備及び備品に対する安全点検が適切に行われることにより、当該認定こども園における子どもの安全の確保が十分に図られていること
- (5) 整理整頓が常に行われることにより、子どもの保育を行う場所の確保が最大限に図られていること

- (6) 当該認定こども園と当該認定こども園に在籍している子どもの保護者との密接な連携が図られること等により、当該認定こども園と保護者との間の信頼関係が確保されていること

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の乳児室等の面積に係る認定の要件の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

(太字は改正)

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（抄）

附 則

1－3 省 略

(園舎の乳児室等の面積に係る認定の要件の特例)

4 第3条（設備運営基準第四 四に係る部分に限る。）並びに第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす認定こども園の乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室の面積は、市規則で定める日までの間、子ども1人につき、それぞれ1.65平方メートル以上でなければならない。ただし、設備運営基準第四 四ただし書に定めるときに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 子どもの保育を行う場所について適正な湿度が保たれることその他当該認定こども園の維持管理に関し衛生上必要な措置が講じられることにより、当該認定こども園における衛生的な環境の確保が図られていること
- (2) 子どもの清潔を保つために必要な配慮及び子どもの健康状態の適切な管理が行われていること
- (3) 当該認定こども園における乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室以外の施設が有効活用されること等により、子どもが睡眠をするための場所の確保について特に配慮がなされていること
- (4) 設備及び備品に対する安全点検が適切に行われることにより、当該認定こども園における子どもの安全の確保が十分に図られていること
- (5) 整理整頓が常に行われることにより、子どもの保育を行う場所の確保が最大限に図られていること
- (6) 当該認定こども園と当該認定こども園に在籍している子どもの保護者との密接な連携が図られること等により、当該認定こども園と保護者との間の信頼関係が確

保されていること